

人と自然の環境・資源対策特別委員会会議記録

人と自然の環境・資源対策特別委員長 守永 信幸

1 日 時

平成26年2月26日（水） 午後1時06分から
午後1時45分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

守永信幸、三浦正臣、後藤政義、嶋幸一、衛藤明和、御手洗吉生、
深津栄一、江藤清志、吉富幸吉、井上伸史

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

児童虐待の防止について調査した。

今後の調査計画について、各委員の意見を踏まえて再度調整を行うこととした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

政策調査課調査広報班 主査 三重野大

政策調査課調査広報班 主査 佐藤雅子

議事課委員会班 主査 大久保博子

人と自然の環境・資源対策特別委員会次第

日時：平成26年2月26日（水）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 付託事件の調査

（1）福祉保健部関係

13：00～13：45

児童虐待の防止について

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

守永委員長 ただいまから委員会を開きます。本日の委員会については、子育て環境の整備の観点から児童虐待の防止について調査を行います。なお、全員そろわずなんです、衛藤明和委員、江藤清志委員が席を外していますので、すぐに戻ってこられると思います。この後、海外視察報告等の日程も入りますものですから、時間も限られていますので、早速始めていきたいと思っております。それでは、児童虐待の防止について説明をお願いします。

平原福祉保健部長 児童虐待の防止について説明させていただきます。委員会資料に基づき説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

まず児童虐待の現状について説明させていただきます。このグラフは、平成20年度以降、児童相談所が受理した児童相談受け付け件数と対応件数の推移を示したものです。上の囲いの中、右下の米印で記載していますが、受け付け件数とは当該年度中に新たに虐待相談として受理した児童数、対応件数は当該年度中に虐待相談に関して対応した延べ件数となっております。棒グラフの左側が全国の受け付け件数で右側が大分県の受け付け件数です。受け付け件数は全国、大分県とも増加傾向にあります。

一方折れ線グラフは対応件数を示しており平成24年度は全国で66,701件と初めて6万件を超え過去最多となりました。一方、大分県では753件と23年度に比べ減少しています。これは、一義的な相談窓口であります市町村の児童虐待への早期発見、早期対応の徹底が図られたことにより、従来児童相談所で対応していたケースの一部が市町村で対応するようになったことに起因するものと考えています。

次に2ページをごらんください。このグラフは、各年度の児童相談所における児童虐待相談受け付け件数について虐待種別ごとの件数の推移を示しています。22年度までは、身体的虐待が割合的に最も多かったものの、23年度以降は心理的虐待が増加しており、身体的虐待と心理的虐待の順位が逆転しています。これは配偶者へのDVを子供に見せる心理的虐待に関する警察からの通告が増加傾向にあることに起因したものです。

次に3ページをお開きください。これからが対策について書いておりますけれども、県では児童虐待の防止に向けた取り組みとして、1未然防止、2早期発見・早期対応、3要保護児童のアフターケア、という3つの視点で取り組んでいます。

まず児童虐待の未然防止の取り組みについてですけれども、1つ目はいつでも子育てほっとラインの実施です。当事業は、子育て中の不安や悩みを軽減し児童虐待を未然に防止するため平成22年度に開設したもので、24時間365日、子供と子育てに関するさまざまな電話相談に応じています。平成24年度に、ほっとラインに寄せられた相談件数は、破線内に記載しておりますけれども、開設した22年度の2.3倍に当たる3,011件となっております、このうち母親からの相談が全体の9割を占め、その相談内容は家事育児にいらついで子供に激しく当たってしまった、毎朝、登園前に大泣きする子供が心配といった育児・しつけに関するものが全体の43%などとなっております。このことから子育てに関する身近な相談相手がおらず孤立感を抱える母親が多数いることがうかがえる現状となっ

ています。

こうした現状を踏まえ、その下のポツに記載のとおり23年度から、「0120-462-110、よろずひやくとーばん」としてフリーダイヤル化を図るとともに24年度からは電話相談員を10人から12人に増員し、夜間の相談体制を強化しているところです。

2つ目に「おおいた妊娠ヘルプセンター」を運営しています。妊娠や出産に係る専門的な悩みを相談できる窓口を平成24年度に開設し、大分県助産師会に委託して実施をしています。虐待のリスク要因ともなる望まない妊娠等に悩む方が1人で抱え込み、孤立化するのを防ぐため、専任の助産師が電話やメールで相談に応じるとともに、産婦人科医師による面接を行っています。

また、相談内容に応じ、関係機関と連携しながら、不安の解消や問題の解決を図っています。昨年度の相談件数は254件でございました。

3つ目に家庭訪問型子育て支援、ホームスタートの促進です。ホームスタートとは、子育てに不安や悩みを抱えながら未就学児を育てている家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが週に1回2時間の訪問を4回程度行い、ゆっくり話を聞き、不安や悩みを受けとめ、一緒に家事や育児を行う協同活動です。県では、24年度から運営団体の立ち上げやスタッフの研修等を支援しています。現在、県内で7団体、7市町で活動しています。

次に4ページをごらんください。2つ目の取り組みとして、児童虐待の早期発見・早期対応の取り組みとして、1つ目は市町村に対する支援です。児童福祉法の改正により、平成17年度から児童相談等の一義的な窓口となった市町村に対して、専門研修や実務研修等の研修事業を実施するほか、実務においても、虐待事案や非行ケースなどの共同管理や個別ケースにおける連携した対応を行っているところです。具体的な取り組みとして、1つ目のポツのところ児童相談対応力強化事業として、市町村の児童相談担当職員を児童相談所に受け入れて実習研修を行うほか市町村が開催する研修会への講師の派遣などを行っています。また、2つ目のポツですが、市町村が設置している要保護児童対策地域協議会実務者会議へ児童相談所職員が参加し、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため学校、病院、警察などの関係機関との情報の共有化に努めています。平成23年度に別府市で起きた児童虐待死事案を受け、24年度からは、関係機関で共通の台帳を作成し、個別ケースの進行管理を行うための定期連絡会議を市町村ごとに毎月開催しているところです。あわせて、3つ目のポツですが、虐待対応スキルの向上と自治体間の連携強化を図るため、市町村と児童相談所間での人事交流を今年度初めて実施しています。対象は別府市と中津市、期間は10月からの半年間としております。2つ目は警察との連携です。県警本部少年課と児童相談所による定期連絡会議を年2回開催するなど虐待対応における連携のあり方について意識の共有化を図るとともに、先ほどご説明しました市町村の定期連絡会議においてケースの共同管理や個別ケースの支援にも協力して対応しているところです。取り組みの3つ目は、児童相談所の機能強化です。児童相談所では、児童虐待を初めとする相談件数の増加に的確に対応するため児童福祉司の増員や児童心理司の正規職員化を図っており、今年度も児童福祉司を1名増員したほか、非常勤職員だった児童心理士を3名常勤化するなど体制の強化に努めているところです。

最後に5ページをお開きください。大きな3つ目の取り組み、要保護児童へのアフター

ケアでございます。1つ目は「児童アフターケアセンターおおいた」の設置です。当センターは、親からの経済的、精神的支援を受けることが難しい児童養護施設等の退所者に対し、生活や就業に関する相談に応じ、社会的自立の促進を図ることを目的に平成23年度に九州では初めて設置したもので、今年度からは、支援員2名を増員し5名体制で伴走型の個別的・専門的な支援を行っています。2つ目は自立援助ホームへの支援です。当施設は、児童養護施設等を退所後、すぐには自立あるいは家庭復帰できない子供の生活の場を確保し、生活指導や就労指導を行う施設で、現在、大分市にあるふきのとうへ3人が入所しているところです。最後に児童養護施設の支援体制の充実です。現在、児童養護施設ではケア形態の小規模化や被虐待児などに個別に対応する個別対応職員等の配置を進めるとともに施設職員への研修を実施するなど支援体制の強化を図っています。特に①の最後のポツにあるとおり今年度から6施設で就労及び自立を支援するための職業指導員を配置し、退所児童等に対するアフターケアへの取り組みの強化を図っているところです。

以上、県では児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで関係機関と連携して切れ目のない支援に取り組んでいるところであり、今後とも、子供が心身ともに健やかに育つ社会の実現に向け努めてまいります。説明は以上でございます。

守永委員長 以上で説明は終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。委員の皆様からご質問ございませんでしょうか。

深津委員 1点だけちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど説明もあったんですが、児童虐待の関係で、受け付けは減少しておるものの、まだまだ多くの方が虐待に遭っているという状況にあらうかと思えます。

虐待はいろんなケースがあると思うんですが、特に、虐待の受け付け、対応した後に問題があっておるのではなかろうかという心配をしているんです。というのは、後の追跡調査というんですかね、後の対応はしっかりされているのかどうか、その点についてはどういうふうな対応をされているのか。

山口こども子育て支援課長 児童虐待への対応ということですが、まず、通告などによって児童虐待の事実があるおそれがあるといったことを把握した場合には、児童相談所で訪問などをして安全確認を行います。その後、その家庭はやはりまだ見守りが必要だよと、やはり地域で見守っていかないと、またそういう事態が起こらないとも限らないという場合には、これは地域で見守っていくということが必要ですので、先ほど少し出ましたけれども、市町村ごとに関係者が集まる要保護児童対策地域協議会、要対協とっておりますけれども、市町村単位で関係者が集まる、そういった会議を毎月開催しています。

そこで、この家庭についての進行管理、例えば、今この家庭の状況がどうなっていて、お子さんはどういう状況で学校に行っているとか、今、親とどういう状況にあるとか、そういうのを毎月確認することにしておりまして、そこでその家庭の状況を把握し、その後の支援体制というのをその場で確認をしていくと。例えば、引き続き見守っていこうとか、あるいは今度訪問して調べてみようとか、そういうのを毎月毎月フォローしていくことになっております。

深津委員 ぜひ追跡というんですか、そういうフォローは引き続いてやっていただきたいと思うんですが、一応参考にお尋ねしたいのは、何年かたった後、その子供さんがある程度成長した時点で、まだ引き続いてというんですか、引き続いて精神的な病に陥っている

ケースというのはやっぱりあるんですか。

荒木中央児童相談所長 虐待のケースの場合、子供の心身に重大な影響を及ぼします。それで、そのフォローをどうしていくかというのが、やっぱり児童相談所の大きな仕事の一つであります。

まず、重篤なケースについては、子供さんは、当然一時保護をして、家庭に帰さないケースについては児童養護施設、あるいは里親に送致をいたします。一時保護中に親の生活態度、あるいは子供へのかかわり方に改善が見られて、親も児童虐待を認めるのであれば、条件をつけてまた家庭に帰すということは当然あり得ます。ただ、家庭に帰った後、そのままでは、これは子供さんのフォローになりませんから、絶えず児童相談所に通所をもらってフォローをしたりとか、あるいは家庭訪問をして、親の子供へのかかわり方について指導する、あるいは安全確認をするということは継続してやっております。

深津委員 よろしくお願ひします。

守永委員長 ほかにございませんか。

後藤委員 よく新聞とかテレビに大きく報道される部分については、児童相談所として、もう一步踏み込めばよかったとかいうことをよく言われますよね。その踏み込めない理由というのは、家に入れてくれないとか、いろんなものがあるんだろうと思うんだけど、必ずそういう言い方ですよ。もう少し配慮すればよかったと、もう一步踏み込んでいけばよかったみたいな、必ずそういう虐待で亡くなったりとかしたらそういう話が出てくるのが1つなんです。

それともう1つ、今、親御さんにもう1回引き取ってもらって、その後のフォローをしていくということなんですけれども、どういう状況になったときに親に帰していいのかという、その見きわめは、どのレベルの方がしているんですか。それをちょっと教えてください。

山口こども子育て支援課長 前半について、踏み込みが甘いんじゃないかというご指摘について先にお答えさせていただきます。

一般論で申し上げますと、児童相談所の役割というのは、1つは強権的に親子の關係に介入をして、親が反対している場合でも子供を引き離して保護するという、いわば強権的なかかわり方という役割が1つあります。もう一方で、児童相談所は、やはり子供を支援する施設ですので、親とも協動的にかかわりながら子育てを支援する、いわば検事の役割と弁護士との役割を両方担っているようなところが組織としてございます。

したがって、先ほどおっしゃったように踏み込みが甘いんじゃないかという事例の背景にあるのは、やはり親御さんとも關係をつくりながら、その後の子育てを支援していかないといけない。一時的に引き離すのは当然できるんですけれども、その後、子供を長く育てていくということを考えた場合には、やはり親にちゃんと育ててもらおうということが一番子供のためになることが多いので、そこで、やっぱり親との關係をどうしてもつくっていかないといけない。その板挟みの中で、やや踏み込みを欠く場面が間々あるというふう

に認識をしております。

荒木中央児童相談所長 それから、どういう場合に家庭に帰す判断をするかということになりますけれども、まず、基本的には保護者が児童虐待を認めているということが必要だと思ひます。これは虐待を認めない限りは、やっぱり家庭に帰すことはできないと思ひて

おります。

ただ、認めれば帰していいかという話なんですけれども、その場合には、まず親が虐待行為を認めて、子供もやはり家庭に帰っていいという気持ちにならないと、これは再統合は難しいと思います。その場合には、まず親子再統合のプログラムというのがございまして、7段階ほどあるんですけれども、それをステップ1から7段階まで順次クリアをした段階で、初めて家庭に帰すという形をとっております。

例えば、手紙の交流から始めてみたり、あるいは外出、外泊、長期帰省とか、そういう段階を経て、本当に安全確認ができるんだというものを判断した上で、家庭に帰すということをしております。

江藤委員 ちょっと気づいた点だけ申し上げますが、4ページの(2)の警察との連携の問題ですが、大分県というよりも、今全国的な児童の虐待問題が取り立たされて、ニュースに出るたびに僕は思うんですけども、1つは児童相談所の職員とか、それから役所の福祉担当の職員あたりで問題があって連絡が入っていくというのは限度があると思うんです。だから、問題は僕は一番、この前も県警との話の中でちょろっと言うたんですけども、今、警察がやっぱり一番権限を持っていますから、それを早目に何かとめる状況はできんのかと、何か大きな事件が起きて半殺しの目に遭うか、命を失うか、その後に警察が乗り出して事件調査したんでは遅いんじゃないかと。だからそこで、今言うた児童福祉の職員とか、みんなと一緒に警察へ連れて行って早目に親が悪いから親が悪いという対応をなぜとれんのか、僕はそこだろうと思っています。

そこを県の指導で何とかならんかどうか、そこですよ。みんな格好いいのをつくっちゃってね、顔色を気にしとって、死んだ後、命を落とした後に何ぼ事件取り扱うてつまるかというのよ。問題はそこなんです。早目の対応が必要なんよ。そこをどういうふうにするかいいんかというのは、もう1回やっぱり議論し直すべきと思う、警察も入れて。そう思いますよ。意見があったら言ってください。

荒木中央児童相談所長 今、ご指摘のとおりでありまして、我々も警察との連携、これが一番重要だと思っています。子供の安全確認、子供の最善の利益を図ることから、やっぱりこの警察との連携は欠かせないと思っています。

我々、一番頭を悩ますのは、いつ、どういう状況の中で、警察へ情報提供するかというところだと思います。これは、今までは各児童相談所、県下2つありますけれども、また、その各ケースごとに、いつ情報提供するかというのは個別に判断してきたところがございます。もちろん、個別に判断するんでありますけれども、今後は、やっぱりどういう段階のときに警察に情報提供するかを統一的に、これをガイドラインかなんかにつくって示したほうがいだろうということで、今検討している最中でございます。

どの時点で警察へ情報提供するか、あるいは相談、協議をするか、緊急通報するか、こういう点について、今県警と話をしている段階でございます。もうすぐまとまる予定でございます。

江藤委員 いや、そのとおりだと思います。だから、問題は、今言われたように判断の時期を、どの程度で判断するか、それがわかると。問題は、法律がみんなかぶさってきていますから、しかしながら、これまでの事件の経過から見たときに、後追い判断じゃ、もうだめなんじゃ。だから、そこをどげん変えていくかと、その法律を。それが僕は先決だろ

うと思っています。

警察のほうもそこなんじゃ。だから、あんたたちは格好で事件が起こらにや入っていかれん、そういうのが悪かったんですよ。何回も何回も相談を受けちよるじゃないかと。結果的には命を失うてから、ほら事件じゃって大騒ぎしてやな、警察の価値あるかて、そこまで言うたんですよ。だから、問題はそこなんです。その方法をどげんするか。早目の対応、そこなんです、僕が言いたいのは。sonだけだ。

守永委員長 それはガイドラインを早期に定めていただきたいと思います。あと、ほかの方。

後藤委員 先ほどの親に帰すという話の、大体レベルも、おおよそわかるんですけども、そういう癖というか、親が男親にしろ、女親にしろ、どのくらいの確率で治っていくんですか。子供をいじめないとか、率的にね。私は、個人的にはそういう癖は治らんだろうというふうに実は思っているんですけども、その育ちの段階から親御さんのいろんなことがあると思うんですよ。なかなかそういうことになっているんだと思うんだよ、精神的におかしいとかですね。なかなか僕はそれは戻れないのではないかなという気がするんですけども、率的にはどのくらい戻っていますか。全くいじめなくなっている。

荒木中央児童相談所長 先生が言われるとおり、非常に虐待の再犯の確率というのは高いと思っています。

〔「高いでしょう」と言う者あり〕

年間、この親子支援プログラムによって、無事家庭引き取りができるのは10ケース程度。

〔「10ケース」と言う者あり〕

荒木中央児童相談所長 はい、それ以外は返すのは危険だと思っております。なぜかといいますと、そういう虐待をする親は、やっぱり自分自身も虐待環境下に育ってきている背景がございます。

当然、虐待の再生産がここで起こってしまうというのがありまして、そういう生育歴を持つ親のところにはなかなか簡単には帰せないというふうに思っています。だから、率というのは難しいところがございますけれども、親子再統合プログラムに載っているのは10ケース程度あります。

後藤委員 ということは、児童相談所の職員の皆さんも、私は物すごいエネルギーだと思えます。市町村の職員もそうだと思うんですけども、そこまでやって非常に少ないケースしか回復できないというのであれば、もう思い切って引き離してしまうというほうがある面ではいいんじゃないかなと、親御さん自体がそういうふうな経過をたどった中でやっている人であれば、もう不可能だという判断をするというのが、私は逆に正しいんじゃないかなという気がするんですけど、その辺はやっぱり無理なんですか。

荒木中央児童相談所長 我々もそれは当然、家族がまた再統合できて、もとのように円満に暮らせるのがベストだと思っております。ただ、やっぱり親には親の生育歴がありますし、子供には子供の虐待を受けた傷が残っておりますから、そう簡単にもとの状態に戻るといのは難しいなと思います。

私は、再統合にはいろいろな形があると思いますので、完全に親子がまた一緒に生活するだけではなくて、施設に入った後もどこかの時点で心のきずなだけはつながっておる。例えばそれは面会であるとか、あるいは帰省はするとか、あるいは就職のときの経済的な

支援をするとか、何らかの形での再統合の形もあるのかなと思っております。

ですから、その子に合った一番の形での再統合というのを目指すべきだろうと思っております。

三浦副委員長 2ページです。ちょっと委員の方から出なかった2点。近年では心理的虐待、DV目撃等が増加しているということでもグラフに出ていると思うんですけども、これに対する対応というのがちょっとこの資料だけだと見えてこないんで、今現状、どういうふうな対応を検討されているのかということをお聞かせください。

荒木中央児童相談所長 これは非常に頭の痛いところであります。今、警察のほうからこのDV現場を目撃した場合、心理的虐待通告としてこれを徹底するというので、これは全国的にこの流れがあるわけなんですけれども、大分県でも、ここでお示ししたとおり、心理的虐待はトップに来るといって、かつては到底考えられなかったことです。心理的虐待は当然、表に出にくいわけですから、トップに出ることは考えられなかったんですけども、最近このDV通告の関係でこの数字が非常にふえてきております。

この場合、我々が一番難しいのは、子供の安全確認はできます。ただ、本当の意味での心理的虐待通告を受けていますから、子供さんが心理的にどれぐらいの被害を受けているのかというのは、なかなかチェックが難しいというのがございます。なぜかと申しますと、DVですから、母親——母親とは限りませんが、多くの場合、母親だと思います。母親が子供を連れて逃げるのが一番の目的になっておりまして、そこに児童相談所が介入をしていって、子供さんの今の心身の状態はどうかとか、あるいは子供さんのフォローのためにうちが積極的にかかわりましょうかと言っても、なかなか母親のほうでもうその支援がないというか、支援を求めないというか、今、暴力的な父親から逃れられてほっとしているのか、今現在はそっとしとってくれというのが向こうの一番の実情かなと思います。そこへなかなかうちが入っていくのが難しいというのが、今のDV通告への対応の実態であります。

三浦副委員長 確かに、これは個人的な部分も出てきますし、子育て問題ではない関係でDVがある可能性はあると思うんですけども、かといって、こういったデータが出ている以上、何らかの形で少し県警を踏まえて、どういった対応ができるのか、ちょっと私もすぐ思いつかないんですけども、もう検討時期に来ているんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどうですか。

荒木中央児童相談所長 警察もただ通告をくれるだけではなくて、親に対してどういう指導をしたのかとか、あるいは児童相談所に当然警察が通告するわけですから、児相へそれを通告したというのは必ず親に伝えてくれと、そうしないとうちが入っていくのは非常に難しいんだというところまで、今警察にお願いをしているところでございます。

守永委員長 済みません、先ほどの後藤委員から質問があったのに関連するんですが、支援プログラムの中では、年間10ケース程度、復帰できるというはずだったんですが、年間どのぐらいのケースをプログラムで扱っているんでしょうか。

荒木中央児童相談所長 扱うケースですか。

守永委員長 ええ。

荒木中央児童相談所長 大体、候補として十数件あるわけなんですけれども、そのほとんどがこのプログラムにのって、大体可能性のある世帯を抽出してやっておりますから。

守永委員長 プログラムそのものに載せるのが、もう可能性のある世帯だけだということで、そのプログラムに載せているのが10ケースと。その10ケースぐらいがうまくそのプログラムどおりに誘導できているというか、復旧できているというふうに思っているということなんですかね。

荒木中央児童相談所長 そうですね。

守永委員長 じゃ、全体としては486件対応している中で、もう十数件しかプログラムを立て切れないんだというふうな実態と思ってよろしいんでしょうか。

荒木中央児童相談所長 親子支援プログラムに載るケースは、現在、施設に既に入っている、あるいは里親さんにお預けしているケースが多いと思います。なかなか新規でかかわってというのは難しいと思いますので、過去に入っていて、しばらく親も児童相談所のかかわりがあった、子供さんもフォローした、その後のプログラムとなっていますので、ことしかかわったケースというのはちょっと可能性が少ない。

守永委員長 結局、いろんな環境なりを踏まえた上で、施設に入所している児童に対して親子の情報交換なりつながりを見ながら、支援プログラムにのっていき姿というものをピックアップして、できるだけ拾ったげよう、回復させたげようというふうな取り組みをされているということなんですかね。

それ以外の部分については、なかなかそういう機会、チャンスに、いわゆる土俵に乗せるところまで行き着いていないと思ったほうがいいんですか。

荒木中央児童相談所長 施設に入れて、それを全部放っているわけではございませんで、当然、親を指導し、子供さんのフォローをしているわけなんですけれども、なかなか簡単に家庭復帰までは難しいところがございます。もちろん短期で、虐待ではなくて、親の経済的な要因であるとか、病気であるとか、そういったケースについて再統合というのは、これはもう割と早い段階でできるのかなと思います。

守永委員長 あとほかの方、特にこの件に関してご質問ございますか。

後藤委員 ちょっと数的なことがわかれば教えてください。486件という相談が来ているんですけれども、いじめるといふか、危害を加える、殴ったりとか、例えば、ライターで火をつけたりとか、そういうのもあると思うんですけれども、じゃなくて、育児放棄といふか、育児をもうほたっしてしまっているといふか、そういうものといふのは、この件数の中には入らないんですか。

荒木中央児童相談所長 育児放棄、いわゆるネグレクトの部分なんですけれども……

後藤委員 ネグレクトが育児放棄ということですか。

荒木中央児童相談所長 はい、それが486のうち、ネグレクトで申し上げますと99件ということになるかなと思います。

守永委員長 よろしいですか。（「はいはい」と言う者あり）あと、ほかにご質疑ございませんでしょうか。じゃ、ほかにご質疑等もないようですので、これで児童虐待の防止に関する調査を終わります。執行部の皆さん大変お疲れさまでした。

〔福祉保健部退室〕

守永委員長 続きまして、当委員会の今後の開催計画について協議をしたいと思います。

まず、今後の開催計画の概要を事務局より説明させます。

〔事務局説明〕

守永委員長 では、開催計画については、この案と今のご意見を参考にしながら細部については私にご一任願って進めていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

守永委員長 この際、ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 では、これで終わります。